

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 条第 1 項及び第 702 条の 4 の規定による。

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

立川市都市計画税条例（昭和31年立川市条例第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
附 則		附 則	
1～15	……略……	1～15	……略……
16	平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の税	16	平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の税
率	は、第3条第1項の規定にかかわらず、100分の0.24とする。	率	は、第3条第1項の規定にかかわらず、100分の0.24とする。
17	……略……	17	……略……

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。